

議案第140号

世田谷区立レンタサイクルポート条例を廃止する条例
上記の議案を提出する。

令和7年9月16日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 区レンタサイクル事業から民間シェアサイクル事業への移行に伴い、世田谷区立レンタサイクルポートを廃止するため、本案を提出する。

世田谷区立レンタサイクルポート条例を廃止する条例

世田谷区立レンタサイクルポート条例（平成５年１１月世田谷区条例第５３号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和７年１２月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にこの条例による廃止前の世田谷区立レンタサイクルポート条例（以下「廃止条例」という。）第１０条の規定により自転車の返却義務を負っていた利用者（廃止条例第９条に規定する利用者をいう。）に係る廃止条例第１０条の規定による自転車の返却及び廃止条例第１１条の規定による損害の賠償については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際、現に廃止条例第１２条及び第１４条（第１項第１号を除く。以下この項において同じ。）の規定により行われている指定管理者（廃止条例第４条第２項に規定する指定管理者をいう。）による管理及び業務等に関しては、廃止条例第１２条及び第１４条の規定は、この条例の施行後も、令和８年３月３１日までの間、なおその効力を有する。